



報道関係者 各位

平成 29 年 10 月 30 日

【照会先】

栃木労働局 労働基準部 賃金室

賃金室長 手塚 稔

賃金指導官 樋浦 雄一

(電話) 028(634)9109

(FAX) 028(632)6585

平成 29 年度栃木県特定最低賃金の改正答申される

— 栃木地方最低賃金審議会答申 —

- 1 栃木地方最低賃金審議会(会長 中村祐司 宇都宮大学 教授)は、本年8月23日、栃木労働局(局長 白兼 俊貴)から「栃木県特定最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、6の産業の特定最低賃金専門部会を設置して、9月21日から調査審議を重ねてきましたが、今般、10月30日の栃木地方最低賃金審議会において結論を取りまとめ、同審議会会長より栃木労働局長に対し答申を行いました。
- 2 答申のあった栃木県特定最低賃金は、次のとおりです。

【発効予定日 平成 29 年 12 月 31 日】

最低賃金の件名	改正前 時間額	改正後 時間額	引上げ額	引上げ率
栃木県塗料製造業最低賃金	904 円	923 円	19 円	2.10%
栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	851 円	869 円	18 円	2.12%
栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	851 円	869 円	18 円	2.12%
栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金	856 円	875 円	19 円	2.22%
栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金	851 円	869 円	18 円	2.12%
栃木県各種商品小売業最低賃金	817 円	837 円	20 円	2.45%

※ 栃木県における最低賃金の推移は、別紙のとおりです。

- 3 この答申に基づき、所定の手続きを経た後、改正される栃木県特定最低賃金は、平成29年12月31日から発効される予定です。